

ユーザー方で使用されるDVDソフトウェアに関して、 均等論侵害が肯定された事例

知財高判令和3年10月14日(令3(ネ)10040)【学習用具事件】 原審判決:大阪地判令和3年3月25日(平31(ワ)3273) (裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

> 小池綜合法律事務所 知的財産法研究会 弁護士 **小池 眞**一

第1 事案の概要と特徴

1 本件事案の概要

本件は、『右脳教育』、『0歳から幼児教育』等で知られる七田式教育の主宰団体の原告(控訴人)が販売した学習用DVDに関して、学習塾・幼児教室等の経営とともにソフトウェアの販売等を目的とする被告(被控訴人)が保有する後記の特許に基づく差止請求権等の不存在確認請求のなされた事案である。

なお、被告は、原告が昭和62年頃より島根県西部地区を除く日本国内の幼児・児童教室の運営についてライセンスを与えていた七田チャイルドアカデミーのサブライセンシーに対して、平成12年頃から後記甲13公然実施発明(高裁段階から主張された無効理由の副引用発明)のカセットテープと都道県形状カードとの組み合わせた「形で覚える都道府県」との学習用具を七田チャイルドアカデミーを通じ提供してきた事業者であり、原告との間で取引関係があった模様である(後記、関連無効審判請求事件の令和3年6月17日付け口頭審理事項通知書の記載より)。

本件事案において、被告が訴訟を提起せず、また、原告の差止請求権等の不存在確認訴訟の提起に対して被告から差止請求訴訟や損害賠償請求の反訴請求がなかった理由としては、こういった原告及び被告の間に取引関係のあった背景事情が関連している可能性があると推察される。

2 本件判決の審級関係及び関連無効審判請求事件

原審判決(大阪地判令和3年3月25日(平31(ワ)3273))は、ユーザーが被告学習用DVDを使用するコンピュータに関して、後記理由で文言侵害でないとしつつも、均等論侵害を認め、特許法101条1号の間接侵害を肯定して原告の請求を棄却したものであり、中心的な争点は、文言侵害の成否の判断と均等論侵害の判断である(間接侵害の議論は、特に大きな争点となっていない)。

本判決は、高裁段階で新たに提出された従来技術に係る資料の検討結果を示すとともに、原審 判決を引用して均等論侵害を同じく肯定するとともに、高裁段階で追加された進歩性欠如の無効 の抗弁の判断を排斥したものである。

事例判決であるとは考えるが、原審判決及び本件判決において、文言侵害、均等侵害につき、 詳細かつ丁寧な判示が示されており、実務的に役に立つと考えられるものである。

なお、本件特許については、上記のとおり、特許庁において無効2020-800039の無効審判請求事件が係属中であり(原審係属中に和解勧試がなされたことを受け、和解見込みとの判断で、双方同意の下、令和2年10月5日、一時的に手続きが中止され、原審が結審した後の令和3年3月1日に再開された経緯があり、本稿出稿時点(令和3年10月末)では審理終結通知も無効理由通知もなされていない)、知財高裁段階で新たに問題となった原告の運営する幼児・児童教室において公然実施されていたとの甲13発明が引用発明になっている進歩性欠如の無効理由と推測される。

本件判決で高裁段階で争点となった進歩性欠如の無効の抗弁は、上記のとおり関連無効審判請求事件で検討されていることもあり、均等論の本質要件との関係で、若干の考察を行う。

3 本件発明について

被告が保有する特許は以下のとおりである。

【本件特許】

特許番号 特許第4085311号

発明の名称 学習用具、学習用情報提示方法、及び学習用情報提示システム

出願日 平成14年8月2日 登録日 平成20年2月29日

同特許は、物の発明及び方法の発明に係る出願に対するものであるが、本件で問題となったのは、その請求項1に係る次の学習用具という物の発明に関して、コンピュータの装置発明の技術的範囲の属否である。

【分説後の本件発明】

- A コンピューターを備え、対応する語句が存在する原画の形態を該語句と結びつけて憶える ための学習用具であり、
- B 前記コンピューターが、
- B1 前記原画、該原画の輪郭に似た若しくは該原画を連想させる輪郭を有し対応する語句が 存在する第一の関連画、並びに、該原画及び第一の関連画に似た若しくは該原画及び第一 の関連画を連想させる輪郭を有し対応する語句が存在する第二の関連画、から成る組画の 画像データが、複数個記録された組画記録媒体と、
- B2 前記組画記録媒体に記録された複数個の組画の画像データから、一の組画の画像データ を選択する画像選択手段と、
- B3 前記選択された組画の画像データにより、前記第一の関連画、前記第二の関連画、及び 前記原画の順に表示する画像表示手段と、
- B4 前記関連画及び原画に対応する語句の音声データが記録された音声記録媒体と、
- B5 前記音声記録媒体から、前記語句の音声データを選択する音声選択手段と、